

重 要 事 項 説 明 書

(連携型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業所の概要、サービスの内容および留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

【１】事業所の概要と目的

事業所名	勤医協訪問介護看護 24時間 のぞみ
所在地	札幌市北区北 3 2 条西 8 丁目 1 番 1 号
事業所番号	0 1 9 0 2 0 1 8 2 2
管理者・連絡先	管理者名： 藤井 真希子 電話番号： 0 1 1 - 2 9 9 - 1 6 0 2

目 的

事業者は、介護保険法など関係法令及び本契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的としサービスを提供します。

【２】当事業のサービスの方針及び内容

(1) サービスの方針

- ① 要介護状態となった利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の緊急時対応、その他の生活全般にわたる援助を行い、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指します。
- ② 定期巡回サービス、随時対応サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的な在宅生活の維持を支援します。

(2) サービスの内容

① 定期巡回サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、決められた時間に訪問介護員が訪問し身体介護サービス {利用者の身体に直接接触して行う介助サービス、利用者が日常生活を営むうえで必要な機能の向上等のための介助サービス}、生活援助サービス {身体介護以外の介護で、掃除・洗濯・調理などの日常生活上の援助サービス等}を行います。

＊介護保険で認められない生活援助サービスがありますのでご理解ください。

② 随時対応サービス

1) オペレーターが利用者の心身の状況、その置かれている環境、家族などの状況を把握したうえで、通報に対し、訪問介護員または訪問看護師などの要否の判断しサービスを提供します。また、利用者またはその家族などに対し、適切な相談および助言を行います。

2) 利用者またはその家族などからの通報に対し、オペレーターが訪問介護員などの派遣が必要であると判断した時は訪問し、必要な援助などを行います。

③訪問看護サービス

1) 連携先の訪問看護より、主治医からの文書による指示と定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の基、定期または随時的サービスを行います。

2) 連携先の看護師などは定期的に居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題を把握(アセスメント)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画作成に必要な協力、およびサービス提供に際し必要な指導・助言を行います。

【３】当事業所の職員体制

職種	員数等
管理者	1 人(オペレーター、定期、随時訪問介護員を兼ねる)
オペレーター	介護福祉士 10 人 以上
計画作成責任者	介護福祉士 3 人以上 (オペレーター・定期／随時訪問介護員兼務)

定期巡回訪問介護員	15人以上（管理者、オペレーター含む）
随時対応訪問介護員	定期巡回訪問介護員に同じ

- 管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令などにおいて規定されている指定地域密着型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
- オペレーターは、利用者からの通報を受け、相談及び助言を行い、訪問の要否の判断を行います。
- 計画作成責任者は以下に関する業務を行います。
 - 利用の申し込みにかかわる調整及び、利用者の日常生活全般の状況もしくは希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、内容などを記載した事業の計画を作成し交付します。
 - 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し同意を得ます。
 - 計画作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
- 訪問介護員は、定期巡回または利用者からの通報を受けたオペレーターの連絡により利用者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、緊急時の対応などを行います。

*なお、訪問介護員は担当制とはしておりませんのでご理解ください。

【４】サービス提供実施地域

サービス提供地域	札幌市北区 札幌市東区北24条から北41条の1丁目～7丁目
----------	----------------------------------

【５】営業日・営業時間

営業日	月曜～土曜日（ただし12月30日から1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時（ただし、通報機器などにより24時間常時連絡が可能）

【６】サービス提供日・サービス提供時間

提供日	年中無休
提供時間	24時間

【７】利用者負担金などについて

介護保険適用のサービスについては、利用者負担割合証に記載されている割合の額となります。また、介護保険の給付範囲を超えたサービスについては、全額自己負担となります。料金表別紙

【８】サービスの中止・変更等の連絡について

- 利用者の事情でサービス提供を中止したり、変更する場合には、予め連絡してください。
- 契約全体を解除することができます。その際の費用については一切かかりません。

【９】事故発生時及び緊急時の対応について

- サービス提供中に、発生した場合には、利用者に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送などの措置を講じ、速やかに市町村・利用者の家族などに連絡を行います。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。
- 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族などへの連絡を行うなどの必要な措置を講じます。
- 緊急（随時）の訪問対応

利用者やその家族から要請を受けてオペレーターが訪問の判断をしたときには訪問介護員などが緊急（随時）訪問を行います。

医療機関・主治医	医療機関： 主治医： 連絡先：
----------	-----------------------

家 族 等	氏 名： 連絡先 1： 連絡先 2：
介護支援専門員	事業所名： 担当者名： 連絡先：

【10】合鍵の管理・対応について

お預かりした鍵は緊急時及び訪問介護看護サービスを提供する為に利用者様の自宅へ出入りする事を目的とし、最善の注意を持って事業所内の施錠ロッカー等で保管します。

万一 鍵を紛失した場合は、直ちに利用者様・家族様へ通知するとともに、管理者へ報告し協議のうえ当法人負担により鍵の交換等を行います。

【11】苦情・虐待・身体拘束・相談等に対する体制と手順

(1) サービスなどに関する苦情・虐待や苦情等に対する窓口は、下記のとおりです。

苦情・虐待・相談の窓口	担当職員：藤井 真希子 電話番号：011-299-1602
-------------	----------------------------------

(2) 苦情処理の体制及び手順について

- ① 苦情が寄せられた場合には、ただちに職員が訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等します。
- ② 苦情などについては、事業所として検討し、対応します。
- ③ 寄せられた苦情の内容及び対応の経過などを記録し、事業所職員の再発防止に役立てる様にします。

(3) 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、サービス提供に当り、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

但し利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。なお身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこととします。

(4) 高齢者虐待防止の体制及び手順について

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため下記の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 上記措置に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 利用者（入居者）とその家族、従業者からの相談窓口を置き、それを周知します。
- ⑤ 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者（入居者）を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(5) その他公的機関においても、苦情の申し出などができます。

北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号：011-231-5175
札幌市北区役所 保健福祉課	北区北24条西6丁目 電話番号：011-757-2400
札幌市東区役所 保健福祉課	東区北11条東7丁目 電話番号：011-741-2500

【1 2】利用者の秘密保持について

- (1) 当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た、利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。利用終了後も同様です。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所は、個人情報の取扱いについて下記に定める限り、利用者及び家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供することとします。
- (4) 当事業所の記録物の保存期間は、当該記録に係る介護給付があった日から5年間保存する。

【1 3】個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取扱いを厳密に行います。
- (2) 当事業所では、下記の場合、利用者及び家族の個人情報を使用することがあります。
 - ① サービスが円滑に効果的に提供されるために実施されるサービス担当者会議や主治医との連絡・調整。
 - ② 学生実習及び職員の学術研究において必要とされる場合
 - ③ 訪問介護計画の内容について、関係する行政機関及び行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合。

使用するにあたっての条件は、次のとおりです。

1. 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。
2. 情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容などについて、記録し保管します。
3. 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用します。

【1 4】衛生管理等

- 1 感染症が発生し、まん延しないように感染症の予防及びまん延防止及び感染症発生時に対応する指針、及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じます。
 - (1) 委員会を概ね3ヶ月に1回以上開催すると共に職員に周知徹底します
 - (2) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年に2回以上定期的に実施します。
- 2 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行います
- 3 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努め、従業員が感染源になることを予防し、また従業者を感染症の危険から守る対策を講じることとする。

【1 5】非常災害対策

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講ずる。

- (1) 委員会を概ね3ヶ月に1回以上開催すると共に職員に周知徹底します
- (2) 非常災害に備え年2回定期的に避難、救出、その他必要な訓練（内1回は夜間又は夜間想定訓練）を実施します。
- (3) 非常災害時に必要な備蓄品を揃えます。

【1 6】重要事項の掲示

当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すると共にインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、社会福祉法人勤医協福祉会ホームページに掲載します。

【1 7】運営推進会議の概要

- (1) 運営推進会議の目的として、サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
- (2) 委員の構成は、利用者代表、利用者の家族代表、地域住民の代表者等、地域包括支援センター職員に加えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスや評価について知見を有し、公正・中立な第三者の立場にある方を招集し

て開催します。

(3) 運営推進会議の開催は、概ね6か月に1回開催します。

【18】提供するサービスの質の評価及び外部評価の実施状況について

利用者アンケート及び自己評価（質の評価）の取り組み		あり
外部評価の実施	実施の有無	あり
	実施月日	毎年度末（3月頃）
	実施した評価期間の名称	運営推進会議で実施
	評価結果の開示状況	あり
第3者評価の実施	実施の有無	なし

定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用同意書

勤医協訪問介護看護 24時間のぞみ 殿

重要事項説明書 説明者：_____

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの契約の締結にあたり、重要事項説明書・個人情報・利用者負担金等の取り扱いの内容について説明を受け、理解したうえで同意します。

年 月 日

利用者氏名 _____

代筆または代理人

氏 名 _____

住 所 _____

(利用者との関係 _____)

年 月 日

家族氏名 _____

住 所 _____

(利用者との続柄 _____)

下記に例示した介護報酬及び利用料には、介護職員等処遇改善加算1(24.5%)を含み、地域区分7級地(10.21円)で算定しています。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担	6,923円	12,356円	20,516円	25,953円	31,388円

●訪問看護サービスを利用した場合、要介護度別により別途利用負担が加算されます。

	介護度 1～4	介護度5	
利用者負担	3, 024円	3, 840円	※お体の状態により、訪問看護サービスとして別途加算が生じる場合がありますのでご理解ください。 ※詳細については、連携先の訪問看護事業所より説明がございます。

●その他加算

	利用者負担	
初期加算(1日あたり)	38円	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを利用した日から起算して30日以内の期間については初期加算として加算分の利用者負担があります。また、30日を超える入院の後に再び利用を開始した場合も同様です
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位/月	954円	当事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上または勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1, 526円	利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時関係者が共同し計画の見直しを行っている事。また、地域の病院その他関係施設に対し具体的な情報提供を行っていること。
口腔連携強化加算(1月に1回のみ)	64円	※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	128円	※指定訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを行う理学療法士等に助言を定期的に受ける体制を構築し、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成・変更した場合に加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	255円	※指定訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを行う理学療法士等が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同して行う場合に加え、作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成・変更した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	115円	※認知所介護実践リーダー研修修了者の配置、日常生活自立度Ⅱ以上の利用者2分の1以上、専門的な認知症ケアの実施、留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催を行うことで加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	153円	※認知所介護実践リーダー研修修了者の配置、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者100分の20以上、専門的な認知症ケアの実施、留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催、介護職員、看護職員ごとの認知症に関する研修計画を作成し実施することで加算されます。

●通所サービスや短期入所等をご利用の場合は、それぞれ利用日数、在宅日数により減算となります。

	通所サービスを利用した場合は減算となります	短期入所等を利用した場合は日割り計算となります	
要介護1	78円 /日	330円×在宅日数	※通所サービスは地域区分7級地(10.14円)で算定しています。 ※短期入所等日割は30.4日で算定しています。 ※通所サービスや短期入所等ご利用の場合はそれぞれで利用料金が発生します。
要介護2	140円/日	516円×在宅日数	
要介護3	233円/日	787円×在宅日数	
要介護4	294円/日	970円×在宅日数	
要介護5	355円/日	1, 176円×在宅日数	

●その他減算

指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、同一建物に居住する利用者に対しサービスを行った場合はひと月につき600単位を所定単位数から減算します。
説明を受け理解したうえで同意します。

下記に例示した介護報酬及び利用料には、介護職員等処遇改善加算1(24.5%)を含み、地域区分7級地(10.21円)で算定しています。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担	13,845円	24,711円	41,032円	51,906円	62,775円

●訪問看護サービスを利用した場合、要介護度別により別途利用負担が加算されます。

	介護度 1～4	介護度5	※お体の状態により、訪問看護サービスとして別途加算が生じる場合がありますのでご理解ください。 ※詳細については、連携先の訪問看護事業所より説明がございます。
利用者負担	6, 047円	7, 680円	

●その他加算

	利用者負担	
初期加算(1日あたり)	76円	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを利用した日から起算して30日以内の期間については初期加算として加算分の利用者負担があります。また、30日を超える入院の後に再び利用を開始した場合も同様です
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位/月	1, 908円	当事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上または勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	3, 051円	利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時関係者が共同し計画の見直しを行っている事。また、地域の病院その他関係施設に対し具体的な情報提供を行っていること。
口腔連携強化加算(1月に1回のみ)	127円	※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	256円	※指定訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを行う理学療法士等に助言を定期的に受ける体制を構築し、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成・変更した場合に加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	509円	※指定訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを行う理学療法士等が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同して行う場合に加え、作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成・変更した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	229円	※認知所介護実践リーダー研修修了者の配置、日常生活自立度Ⅱ以上の利用者2分の1以上、専門的な認知症ケアの実施、留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催を行うことで加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	305円	※認知所介護実践リーダー研修修了者の配置、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者100分の20以上、専門的な認知症ケアの実施、留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催、介護職員、看護職員ごとの認知症に関する研修計画を作成し実施することで加算されます。

●通所サービスや短期入所等をご利用の場合は、それぞれ利用日数、在宅日数により減算となります。

	通所サービスを利用した場合は減算となります	短期入所等を利用した場合は日割り計算となります	※通所サービスは地域区分7級地(10.14円)で算定しています。 ※短期入所等日割は30.4日で算定しています。 ※通所サービスや短期入所等ご利用の場合はそれぞれで利用料金が発生します。
要介護1	156円 /日	659円×在宅日数	
要介護2	280円 /日	1, 031円×在宅日数	
要介護3	465円 /日	1, 574円×在宅日数	
要介護4	588円 /日	1, 939円×在宅日数	
要介護5	710円 /日	2, 351円×在宅日数	

●その他減算

指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、同一建物に居住する利用者に対しサービスを行った場合はひと月につき600単位を所定単位数から減算します。
説明を受け理解したうえで同意します。

下記に例示した介護報酬及び利用料には、介護職員等処遇改善加算1(24.5%)を含み、地域区分7級地(10.21円)で算定しています。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担	20,767円	37,066円	61,548円	77,859円	94,163円

●訪問看護サービスを利用した場合、要介護度別により別途利用負担が加算されます。

	介護度 1～4	介護度5	※お体の状態により、訪問看護サービスとして別途加算が生じる場合がありますのでご理解ください。 ※詳細については、連携先の訪問看護事業所より説明がございます。
利用者負担	9, 070円	11, 520円	

●その他加算

	利用者負担	
初期加算(1日あたり)	114円	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを利用した日から起算して30日以内の期間については初期加算として加算分の利用者負担があります。また、30日を超える入院の後に再び利用を開始した場合も同様です
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位/月	2, 861円	当事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上または勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	4, 576円	利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時関係者が共同し計画の見直しを行っている事。また、地域の病院その他関係施設に対し具体的な情報提供を行っていること。
口腔連携強化加算(1月に1回のみ)	190円	※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	383円	※指定訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを行う理学療法士等に助言を定期的に受ける体制を構築し、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成・変更した場合に加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	763円	※指定訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを行う理学療法士等が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同で行う場合に加え、作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成・変更した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	343円	※認知所介護実践リーダー研修修了者の配置、日常生活自立度Ⅱ以上の利用者2分の1以上、専門的な認知症ケアの実施、留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催を行うことで加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	457円	※認知所介護実践リーダー研修修了者の配置、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者100分の20以上、専門的な認知症ケアの実施、留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の開催、介護職員、看護職員ごとの認知症に関する研修計画を作成し実施することで加算されます。

●通所サービスや短期入所等をご利用の場合は、それぞれ利用日数、在宅日数により減算となります。

	通所サービスを利用した場合は減算となります	短期入所等を利用した場合は日割り計算となります	※通所サービスは地域区分7級地(10.14円)で算定しています。 ※短期入所等日割は30.4日で算定しています。 ※通所サービスや短期入所等ご利用の場合はそれぞれで利用料金が発生します。
要介護1	234円／日	989円×在宅日数	
要介護2	420円／日	1, 546円×在宅日数	
要介護3	697円／日	2, 361円×在宅日数	
要介護4	882円／日	2, 908円×在宅日数	
要介護5	1, 065円／日	3, 526円×在宅日数	

●その他減算

指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、同一建物に居住する利用者に対しサービスを行った場合はひと月につき600単位を所定単位数から減算します。
説明を受け理解したうえで同意します。